（政府保管有価証券取扱規程の一部改正）

第二条　政府保管有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第五条　保管有価証券ヲ提出スル者ハ第一号書式ノ政府保管有価証券提出書ヲ添ヘ有価証券ヲ取扱官庁ニ提出スヘシ	**第五条**　保管有価証券ヲ提出スル者ハ第一号書式ノ政府保管有価証券提出書及其ノ印鑑ヲ添ヘ有価証券ヲ取扱官庁ニ提出スヘシ
②　［略］	②　［同上］
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
②　［略］	②　［同上］
③　保管有価証券ヲ提出スル者前二項ノ手続ヲ為シタルトキハ其ノ交付ヲ受ケタル政府保管有価証券払込済通知書ヲ取扱官庁ニ提出スベシ	③　保管有価証券ヲ提出スル者前二項ノ手続ヲ為シタルトキハ其ノ交付ヲ受ケタル政府保管有価証券払込済通知書及其ノ印鑑ヲ取扱官庁ニ提出スベシ
第十一条　削除	**第十一条**　保管有価証券附属利札又ハ保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ受クル権利ヲ有スル者ハ照較ノ用ニ供スル為其ノ印鑑ヲ第五条ノ場合ニ於テハ取扱官庁ヲ経テ取扱店ニ、第七条第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テハ政府保管有価証券払込書ニ添ヘ之ヲ取扱店又ハ臨時取扱店ニ提出スヘシ
第十二条　保管有価証券ノ払渡ヲ受クル権利ヲ有スル者ハ第五号書式ノ政府保管有価証券払渡請求書又ハ第八条ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル政府保管有価証券受領証書ヲ取扱官庁ニ提出スルトトモニ本人確認書類ヲ提示シ其ノ払渡ヲ請求スベシ	**第十二条**　保管有価証券ノ払渡ヲ受クル権利ヲ有スル者ハ第五号書式ノ政府保管有価証券払渡請求書又ハ第八条ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル政府保管有価証券受領証書ヲ取扱官庁ニ提出スルトトモニ本人確認書類ヲ提示シ其ノ払渡ヲ請求スベシ
第十三条　［略］	**第十三条**　［同上］
②　［略］	②　［同上］
③　前二項ノ規定ニ依リ受託証書、通知書又ハ一部払渡請求書ノ交付ヲ受ケタル者ハ之ヲ取扱店又ハ臨時取扱店ニ提出スルトトモニ本人確認書類ヲ提示シ有価証券ノ払渡ヲ受クベシ	③　前二項ノ規定ニ依リ受託証書、通知書又ハ一部払渡請求書ノ交付ヲ受ケタル者ハ之ヲ取扱店又ハ臨時取扱店ニ提出シ有価証券ノ払渡ヲ受クベシ
第十五条　保管有価証券附属利札又ハ保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ受クル権利ヲ有スル者其ノ支払期到来シタルモノノ交付ヲ請求セムトスルトキハ第七号書式ノ政府保管有価証券利札・賦札請求書ヲ取扱店又ハ臨時取扱店ニ提出スルトトモニ本人確認書類ヲ提示シ之カ交付ヲ受クベシ但シ取扱店又ハ臨時取扱店ニ対シ政府保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ政府保管有価証券賦札ノ請求書ニ当該賦札ヲ交付スルモ妨ナキ旨ノ取扱官庁ノ承認ヲ受クヘシ又取扱店又ハ臨時取扱店ニ対シ最後ノ政府保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ第十二条及第十三条ノ例ニ従ヒ有価証券ノ交付ヲ受クヘシ	**第十五条**　保管有価証券附属利札又ハ保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ受クル権利ヲ有スル者其ノ支払期到来シタルモノノ交付ヲ請求セムトスルトキハ第七号書式ノ政府保管有価証券利札・賦札請求書ヲ取扱店又ハ臨時取扱店ニ提出シ之カ交付ヲ受クベシ但シ取扱店又ハ臨時取扱店ニ対シ政府保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ政府保管有価証券賦札ノ請求書ニ当該賦札ヲ交付スルモ妨ナキ旨ノ取扱官庁ノ承認ヲ受クヘシ又取扱店又ハ臨時取扱店ニ対シ最後ノ政府保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ第十二条及第十三条ノ例ニ従ヒ有価証券ノ交付ヲ受クヘシ
②・③　［略］	②・③　［同上］
第二十一条　取扱官庁日本銀行本店ヨリ政府保管有価証券払渡ノ請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府保管有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ適正デアルト認メタルトキハ当該突合表ニ記名スベシ但シ相違アル点ニ付テハ其ノ事由ヲ付記スルモノトス	**第二十一条**　取扱官庁日本銀行本店ヨリ政府保管有価証券払渡ノ請求書ノ番号ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府保管有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ適正デアルト認メタルトキハ当該突合表ニ記名押印スベシ但シ相違アル点ニ付テハ其ノ事由ヲ付記スルモノトス
②・③　［略］	②・③　［同上］